

建物火災時の防災行政無線(屋外スピーカー)の運用方法について

1 概要

令和3年4月1日に発生した島根町加賀における大規模火災を踏まえ、市内で建物火災が発生した際に、該当公民館区の市民の皆さまへの周知及び注意喚起を図るため、防災行政無線(屋外スピーカー)の試験運用を令和3年11月1日から令和4年3月31日の期間で行いました。

その試験運用結果を基に、市役所内における今後の運用方法について下記のとおりに変更し運用することとしましたのでお知らせいたします。

2 運用方法

運用方法	変更後	変更前 (試験運用期間)
時間帯 【変更なし】	原則、平日 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分	
放送内容 【変更なし】	「こちらは、ぼうさい松江市です」 「ただいま、〇〇町で建物火災が発生し、 消防車が出動しています」 (繰り返し)	
	「こちらは、ぼうさい松江市です」 「〇〇町で発生した建物火災は、△時□分に鎮火しました」 (繰り返し)	
実施手順	<u>松江市内全域 → 本庁から</u>	各支所管内 → 各支所から放送 旧松江市内 → 本庁から放送
周知の範囲	<u>火災発生地区付近の屋外スピーカーを選択し放送</u>	火災が発生している公民館区にある全ての屋外スピーカーから放送